

水産廃棄物の処理方法について（第二報）

震災対応ネットワーク（廃棄物・し尿等分野）

（取り纏め：国立環境研究所）

1. 腐敗性のある廃棄物への対応

【優先順位】

Best:

（0）利用可能な焼却施設や最終処分場まで輸送して処分する。

Better:

（1）なるべく細かく砕いてし尿処理施設等（※）に投入する（腐敗物のみ）。

※下水管が沈下して水が流れないので下水道投入は不可

（2）海中や池で洗浄する（よごれたがれき類など）

Emergency:

（3）石灰を散布する。段ボールなどを下に敷いて水分を吸収させる。

（4）ドラム缶などに密閉する。

（5）海洋投棄する（漁網等に包んで外洋に置いておく）。

（6）粘土質の土地，または底部をビニールシートで覆った穴に処分（一時保管）する。

（7）市中から離れた場所で野焼きする。

【今回の対応】

（3）は既に実施と考えられ，発生量が大量であり，腐敗が進んでいる現状を考えると，緊急的な対応としては（5）及び（6）が最善であると考えられる。腐敗性のある廃棄物が付着した紙製容器の量が多い場合には、（7）も検討する。

2. 海洋投棄の具体的な方法

プラスチックや紙等の容器をできるだけ分離した当該廃棄物を，輸送途中で流出しにくく，かつ外洋で海水が入るようにするため，漁網等の用具を用いて海洋投棄する。

（例）

防波堤の外（外海）に内にトロール網や底引き網のような大きな網で囲んだスペースをつくり、その中に重機で踏んで破袋した廃棄物を，分別せずに当該廃棄物をショベルローダーなどで投入し、網ごと外洋にもっていき定置網のようにしておく。

※海洋汚染防止法第十条2項第7号において、緊急に処分する必要があると認めて環境大臣が指定する廃棄物の排出であって、排出海域及び排出方法に関し環境大臣が定める基準に従ってするものについては、海洋投入が禁止される廃棄物から除外されている。

※2004年のスマトラ沖津波災害時にスリランカで行った事例があるとの情報有り（検索中）

3. 現地処分の具体的な方法

長崎県口蹄疫初動防疫マニュアル添付。P25（28枚目）より、埋却処分についての方法が詳述されている。